事業報告

会長 松本 篤

福岡県において昨年2月から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大、そしてその感染拡大防止策として2度にわたり発出された緊急事態宣言により、当会の事業活動は、過去に経験したことがない大きな制約を現在もなお受けている。そして、そのさなかの昨年8月1日に改正司法書士法が施行された。改正法第1条において使命規定を掲げることとなったわれわれ司法書士にとって、昨年は記憶に残る改正法スタートの1年となった。この状況下において、さらに言えばこの状況下にあるからこそ、司法書士一人ひとりが使命を自覚し、登記事務や裁判事務等に関する業務をはじめ、その他の権利擁護活動を含めた各種社会活動を通じて国民の権利擁護のためにその職責を果たしていかなければならないし、使命を自覚することを忘れることがあってはならない。

当会では、昨年度「相続・遺言に関する事業の強化」と「組織体制の改善」の2つの 重要テーマを掲げて事業を展開してきた。この重要テーマを念頭に置きつつ、感染拡大 防止のために「新しい生活様式」を実践的に取り入れながら展開していった各事業部の 事業を中心に振り返り、以下抜粋して報告する。

総務部門では、昨年度第71回定時総会の当初招集日が緊急事態宣言期間と重なったため、 日程を6月13日に変更して開催した。その際、3密を避けるために委任状による出席を 呼びかけるとともに、インターネット配信を通じて審議等を確認・傍聴することができる ような総会の運営を行った。経理部門では、新会館建設後の収支や財務基盤の推移ならびに 会員数の動向を踏まえ、会費や予算編成のあり方について改めて時間をかけて検討した。 企画部門では、まず令和2年7月豪雨への対応があげられる。災害発生後すみやかに現地の 調査へ赴くとともに災害対策本部を設置し相談体制の構築を図るも、被災地での相談会開催 は断念し、日司連災害無料電話相談事業へ参画することとした。他にも、相続法の完全施行 や法務局における自筆証書遺言書保管制度開始を受け、これらをテーマとした会員業務支援 講座を Zoom ライブ配信で複数回開催し、収録して KenTube に掲載している。広報部門では、 これまでの広報効果を綿密に分析したうえで、昨年8月の「相続・遺言推進月間」と本年 2月の「相続登記はお済みですか月間」においてテレビCMと新聞広告を組み合わせて 適官広報し、総合相談センター紹介システムの利用件数の向上等確実に成果を上げている。 また、会員間の交流が激減する中で、会報の更なる充実を模索し続けている。研修部門では、 会員の混乱を回避する目的もあり、昨年度初頭の時点で県・支部ともに集合研修の開催中止 を決定した。これに代わり企画部とともに会員業務支援講座を開催するとともに、これまで 土日に集合で開催していた九州大学司法研修講座を6回にわたり Zoom 配信で開催した。 講義内容も充実しており、コロナ収束後もウェブを活用した研修に期待を抱かせる企画と なった。社会事業部門では、特に相談活動が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、まず 総合相談センターの電話相談の運用を見直し、感染状況の動向により変化する行政機関に おける面談相談等への対応に追われた。その中にあっても「コロナ禍から暮らしを守る生活 困窮者相談会」や「返済にお困りの方のための電話相談会」を開催できたことは意義深いと 考えている。組織体制強化の面では、日司連において今後複数年をかけて展開される相続 登記促進事業と司法書士制度150周年記念事業との連携も視野に入れ、研修や相談事業等 を含めた県・支部のあり方などの検討を続けている。

新型コロナウイルス感染症の影響下にありながら当会のさまざまな事業執行にご協力をいただいた皆様に深く感謝するとともに、当会が講じた事務局の感染防止対策についてご理解ご協力をいただいたすべての会員各位に改めて御礼を申し上げる。

総 務 部

総務部長 木 津 圭太郎

1 定時総会について

昨年度は、当会の定時総会を5月23日(土)に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりやむを得ず延期し、6月13日(土)に開催した。総会の会議時間を大幅に短縮したり、総会の模様をウェブで配信したりするなど例年と異なる運営を行った。準備が不十分であったものの、会員の皆様のご理解とご協力により無事に終えることができた。この場を借りて改めて御礼申し上げる。

引き続き、様々な事態を想定して、総会の運営方法を検討したい。

2 苦情・綱紀関係

昨年度の苦情受理件数および綱紀調査付託件数等は、以下のとおりである。

苦情内容は、事件処理の遅滞や業務に関する説明不足に関するものが多くを占めている。 今年度も研修等を通じて苦情内容の開示を行うので、日々の執務に役立てていただきたい。 綱紀調査委員会に調査を付託した事案の内容は、綱紀調査委員会の事業報告のとおり である。綱紀調査の全件委嘱制度では、懲戒処分の申し立てがなされると、軽微な事案 であっても、綱紀調査委員会に調査を付託しなければならない。綱紀調査が開始される と、処分まで長期間を要するので、調査対象会員には大きな負担がかかることになる。 会員の皆様には苦情および懲戒処分の申し立てにつながらないよう努めていただき、 場合によっては、紛議調停委員会の活用を検討いただきたい。

苦情受理件数	綱紀調査付託件数	懲戒処分件数	注意勧告件数
19件	5件	0件	0件

3 非司法書士実態調査

昨年度は、のべ52名の会員に協力いただき、福岡法務局本局会社法人登記部門、 北九州支局不動産登記部門、朝倉支局、久留米支局、田川支局において非司法書士に よる登記申請の実態調査を行った。

4 事務局全般

毎週水曜日に専務理事が参加して定期報告会を行い、職員相互の業務の理解等に努めた。 また、随時、担当役員が協議の場を持ち、業務の停滞が生じないよう努めた。

5 登録調査委員会

当委員会は、司法書士登録に疑義がある場合に、日司連に報告をすべく一定の検討を行っている。昨年度は、登録に疑義のある事案がなかったため、委員会を開催することはなかった。

6 九 B 各 県部 長連絡協議会

令和2年9月6日に同協議会が開催された。昨年度は宮崎県において開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によりウェブを利用して開催した。事業部ごとに意見交換を行い、総務部では、苦情の内容や件数、不祥事が発生した際の対応、総会の運営方法などについて協議した。

7 四県交流会

会員数が同規模の四県(神奈川県会、愛知県会、兵庫県会、当会)の執行部が集まり 意見交換を行う交流会が毎年開催されており、昨年度は福岡県で開催される予定であった が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。

8 業務広告調査

昨年度も11月16日から11月30日にかけて会員の業務広告を調査し、規則等の抵触の有無について検討を行ったが、改善を求めるべき業務広告は確認されなかった。 紙面、ホームページを問わず、広告を行う際は、規則および運用指針を改めて確認いただきたい。

なお、独占禁止法に抵触する可能性があるとの観点から、業務広告運用指針の一部を 改訂し、第3条(禁止される広告)の規則第3条上問題となる例、(3)誇大又は過度な 期待を抱かせる広告(第3号)のうち、「遠方でも可能。全国対応」、「24時間相談対応」、 「どこでも出張相談いたします」の3例を削除した。

9 選挙管理委員会

昨年度は、役員、綱紀調査委員および代議員の選挙に関する一連の手続きを行った。

10 規則等の改正

司法書士法の改正に伴い、下記の関係規則等の改正作業を行った。

- (1) 福岡県司法書士会注意勧告運用規則
- (2) 会員証及び司法書士徽章に関する規程
- (3) 戸籍謄本・住民票の写し等の職務上等請求書に関する規程
- (4) 福岡県司法書士会司法書士法人会員届出規程
- (5) 補助者事務の指示に関する運用基準
- (6) 福岡県司法書士会業務賠償責任保険運用規程
- (7) 事故処理委員会規程
- (8) 職印の届出及び証明等手続規程
- (9) 福岡県司法書士会補助者規程

経 理 部

経理部長 小 山 貴美代

当部会は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行った。

- 1 令和2年度の一般会計および特別会計の予算を執行した。
- 2 令和2年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行った。
- 3 令和3年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行った。
- 4 経理部業務の改善
- (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行った。
- (2)日々の経理処理の改善および事務処理の円滑な引き継ぎのために、手引書を改訂し、 支部に対しても手引書の配布を行い、県・支部での経理処理の効率化および統一化を 推し進めた。
- (3) 当会の収入および支出に関する協議を行い、会費の改定について検討を行った。
- (4) 他団体と助成金の協議を行った。

企 画 部

企画部長 安河内 肇

1 業務推進

支部において実施した相続遺言教室の実施報告書の提出を受け、運営管理を行った。 法定相続情報証明制度および自筆証書遺言書保管制度の利活用を検討した。会社法人 等番号を提供した場合に印鑑証明書の添付不要とする登記事務の取扱いに関する執務 上問題となった事例について、会員に向けてアンケートを実施した。

開業支援マニュアルの改訂を行い、対内用ホームページに掲載した。

相続登記受任促進のため、研修部と連携して会員の業務を支援する講座を5回開催した。

2 会務のあり方の検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、集合型の会議を見直す必要性が高まり、より効率的にウェブ会議を開催する体制を整えるために、従来のウェブ会議システムに代えて Zoom および Microsoft Teams を導入した。理事会の集合・ウェブのハイブリッド開催形式も含め、多くの部会・委員会がウェブ会議に移行した。

3 中小企業の支援

(1) スタートアップカフェでのセミナーの企画・運営

司法書士の企業法務分野での普及推進活動および会社設立を希望する創業希望者の知識の拡充のため、スタートアップカフェにて以下の取組みを行った。

11月24日								
内容:「IT企	内 容:「IT企業開業のための知識が理解できる」セミナー							
※新型コロナウィ	ルス感染症感染拡大防	止のため開催延期						
3月30日	17:00~18:00	場所:スタートアップカフェ (ウェブ会議システムを併用)						
内 容:「IT企業開業のための知識が理解できる」セミナー 講 師:小牟田毅 会員								

(2) セミナーの講師派遣

特定認定支援事業の認定セミナーおよび福岡大学の学生ゼミについての以下の講師派遣を行った。

	8月12日	18:30~20:00	場所:ibb fukuoka ビル6階貸会議室					
内	内 容: i b b なでしこ塾第19弾基礎から学ぶ経営スクール(第7回)							
講	「師:小牟田毅」会員							
	8月26日	18:30~21:00	場所:ibb fukuoka ビル6階貸会議室					
内	内 容: i b b なでしこ塾第19弾基礎から学ぶ経営スクール(第9回)							
講	師:小牟田毅	会員						

9月30日 10:40~12:10 場所:福岡県司法書士会館4階・5階会議室

内容:創業体験プログラム(会社設立)

講 師:小牟田毅 会員、田中政幸 会員、小野洋平 会員

(3) 他機関との連携

ア 日本政策金融公庫との連携

当会が主催するスタートアップカフェ等のセミナーについて、創業希望者への さらなる知識の拡充を図るため、日本政策金融公庫と連携し、合同セミナーを開催 することを予定している。

4 災害への対策

(1) 災害に備えた自治体との連携

災害発生に備えた地方自治体との災害連携協定書案を検討した。

(2) 令和2年7月豪雨災害対策

令和2年7月に発災した令和2年7月豪雨災害に対して、災害対策本部を設置し 次のとおりの被災者支援事業を行った。

ア 相談体制

① 日司連転送電話相談

実施日:毎週火曜・金曜 17時~20時

実施期間:令和2年8月4日から令和2年12月25日まで実施

イ 相談実績

① 日司連転送電話相談

15件

広 報 部

広報部長 柿 木 高 紀

事業計画に基づき、下記の広報活動を行った。以下、昨年度の事業計画記載の項目ごと に報告する。

1 リーフレット・チラシなどの広報物制作およびその配布について

令和2年8月に開催した「相続・遺言推進月間」、令和3年2月に開催した「相続登記はお済みですか月間」において、ポスターやチラシの制作・配布を行った。なお、昨年度はポスター、チラシのデザインを一新し、福岡法務局との連携のもと、法務局に重点的に配布・貼付を実施した。

2 テレビCM等の有料広告について

(1) テレビCMについて

令和2年8月に開催した「相続・遺言推進月間」(KBC、RKB、FBSのスポット枠合計59本)、令和3年2月に開催した「相続登記はお済みですか月間」(KBC、FBS、TNCのスポット枠合計66本)にあわせて、テレビCMを実施した。テレビCMの素材としては、当会のオリジナルCM素材「8月は相続・遺言推進月間です」篇、「2月は相続登記はお済みですか月間です」篇(対外用ホームページにて公開中)を作成し、利用した。テレビCMを実施した同月における司法書士紹介システムの利用件数は、令和2年8月が241件、令和3年2月が291件と、他の月の2~3倍の利用件数を記録しており、他の広報と複合して一定の成果があったものと考えている。

(2) 新聞広告について

令和2年8月に開催した「相続・遺言推進月間」、令和3年2月に開催した「相続登記はお済みですか月間」にあわせて、読売新聞および西日本新聞に有料広告を掲載した。また、西日本新聞の新春相続特集として、会員の協賛を得て令和3年1月3日の朝刊に相続に関する特集広告を掲載した。協賛いただいた会員の皆様には、この場を借りて御礼申し上げたい。

(3) ウェブ広告について

令和3年3月27日に開催した「返済にお困りの方のための電話相談会」にあわせて、 ウェブ広告を実施した。

3 対外用ホームページ等について

当会の対外用ホームページのトップページに、相談会等のイベントが一目で分かる バナーをイベントの都度制作し掲載した。また、支部主催のイベントについても新着 情報一覧に掲載することにより県・支部のイベントを一覧できるようにした。

ホームページに掲載した新着のイベントについては、当会公式フェイスブックにも 転載し、より広範囲に情報が行き渡るように工夫をした。

4 マスメディアや行政、団体等との関係構築について

昨年度に引き続き、福岡法務局との協働事業である「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」については、月に一度の割合で福岡法務局民事行政部との協議会を実施した。 その成果として、当会の主催した各種相談会について、福岡法務局から後援をいただき、 広報にも多大なご協力をいただくことができた。

マスメディアとの関係においては、例年どおりであるが、各種イベントごとにニュース リリースを発行し、新聞、ニュース等で当会の活動を取り上げていただくための活動を 行った。

また、令和3年2月の「相続登記はお済みですか月間」にあわせて、KBCのアサデス、TNCのももち浜ストア、FBSのめんたいワイドの無料パブリシティに出演し、「相続登記はお済みですか月間」および「司法書士総合相談センター」のPRを行った。

5 会報「ふくおか」の発行について

例年どおり年4回発行した。会報の発行にあたっては、県・支部の動向や会員に興味を持っていただける記事の掲載を心掛けた。特に会員間交流の一助になればと、新たに「会員通信」として会員の仕事を離れた趣味や活動を情報発信する企画をスタートさせた。会員通信は、執筆者に次の執筆者の紹介をしていただくという試みも取り入れており、会員の皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

研修部

研修部長 丸尾公彦

【はじめに】

昨年度は、当会研修事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな 影響を受けた1年であった。

まず、昨年4月の緊急事態宣言の発令を受けて、当部会では、今後しばらくの間会員の 感染リスクを完全に排除する状況下での集合研修の開催は困難であると判断し、昨年度 集合での開催を予定していた業務研修会、倫理研修会、司法書士実務研修会、司法書士 事務職員研修会、日司連主催研修会同時配信研修会、LS福岡との共催研修等すべての 中止を決定した。また、例年各支部に研修会の開催・運営を協力いただいている日司連 主催の年次制研修についても、昨年度に関しては中止となった。

そこで、当部会では、集合研修に代わるウェブを使用した視聴通信研修の開催を検討し、新たな試みとしての Zoom 会議システムを使用したライブ配信研修や、当会のオンデマンド研修動画配信システム(KenTube)による動画配信研修を開催した。

以上の事情により、昨年度の事業報告に関しては、当初の事業計画とは大幅に変更が あることを予めご了承いただきたい。

1 Zoom 会議システムを使用したライブ配信研修

企画部と共催し、業務に大きな関わりのある相続法改正をテーマに3回の連続講義を 開催し、また、新型コロナウイルス感染症の影響で今後増加が予想される労働関連の 相談に対応できるよう、労働法に関する研修会を開催した。

さらに、より深く司法書士倫理について学んでいただくために、Zoom 会議システムの ブレイクアウトセッション機能を使用したディスカッション形式の研修会を開催した。

会員業務支援講座 (企画部共催研修)	令和2年11月12日(木)	参加者:116名
テーマ:相続法改正後の対応~配偶者	デ居住権、遺言執行制度を中心に	~
講 師:及川修平 会員		
労働法に関する研修	令和2年12月12日(土)	参加者: 39名
テーマ:労働法に関する研修		
講師:内川龍 会員、西村直樹 会	員	
会員業務支援講座 (企画部共催研修)	令和3年 1月28日 (木)	参加者:128名
テーマ:相続法改正後の対応~遺産分	<u>·</u> ∂割を中心に~	
講 師:及川修平 会員		
会員業務支援講座 (企画部共催研修)	令和3年 3月 3日(水)	参加者:107名
テーマ:相続法改正後の対応~遺言制	度、特別寄与料を中心に~	
講師:及川修平 会員		

倫理研修 令和3年 3月22日(月) 参加者:49名

テーマ:司法書士の専門職倫理~使命の実現に向けて~

講 師:齋藤隆夫 教授(桜美林大学大学院経営学研究科)

2 九州大学司法研修講座

九州大学との連携の一環として、大学より講師をお招きして開催している研修会である。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、すべての研修を Zoom 会議システムを使用したライブ配信にて行った。

第1回九州大学司法研修講座	令和2年12月 7日(月)	参加者:29名					
テーマ:調停・ADR〜司法書士にとっての紛争解決を考える〜 講 師:入江秀晃 准教授(九州大学大学院法学研究院)							
第2回九州大学司法研修講座	令和2年12月23日(水)	参加者:11名					
テーマ:オンラインでの相談・交渉・ 講 師:入江秀晃 准教授(九州大学							
第3回九州大学司法研修講座	令和3年 1月29日(金)	参加者:86名					
	テーマ:所有者不明土地問題に係る不動産登記法改正の内容 講 師:七戸克彦 教授(九州大学大学院法学研究院)						
第4回九州大学司法研修講座	令和3年 2月25日 (木)	参加者:59名					
テーマ:裁判のIT化 講師:上田竹志 教授(九州大学大	学院法学研究院)						
第5回九州大学司法研修講座	令和3年 3月 8日 (月)	参加者:76名					
テーマ: 商法・会社法における今日的課題 講 師: 徳本穣 教授 (九州大学大学院法学研究院)							
第6回九州大学司法研修講座	令和3年 3月17日 (水)	参加者:72名					
テーマ:押印廃止と司法書士業務 講 師:七戸克彦 教授(九州大学大学院法学研究院)							

3 オンデマンド研修動画配信システム(KenTube)を使用した動画配信研修 例年、集合研修での講義をビデオ撮影し掲載していたが、昨年度は集合研修を開催 しなかったため、講師の協力を得て動画配信のための講義をビデオ撮影し、オンデマンド 配信する形式での研修会を開催した。

新型コロナウイルスに関する研修会	△壬□ 0 左	5月15日(金)	朋 些米 . 9 1 5 同
(企画部共催研修)	77和2年	3月13日(金)	閲覧数:215回

テーマ:支援制度一般について

講 師:前田美穂 会員

テーマ: 事業者向けの主な支援制度について

講 師:池田龍太 会員

テーマ:結婚式のキャンセルに伴う違約金について

講 師:柿木高紀 会員

テーマ:多重債務一般について

講 師:手嶋竜一 会員

テーマ:新型コロナウイルス関連の賃料減免・支払猶予交渉について

講 師:坂田亮平 会員

第1回オンデマンド動画配信研修 令和2年 8月26日(水) 閲覧数: 87回

テーマ: 士業連携が可能とする「中小企業」の「出口戦略支援」その具体論

講 師:白川正芳 理事(一般財団法人日本的M&A推進財団)

会員業務支援講座 (企画部共催研修)

令和2年10月14日(水)

閲覧数:291回

テーマ:自筆証書遺言書保管制度の概要と手続き上の留意点

講 師:松尾健 遺言書保管官(福岡法務局民事行政部供託課)

会員業務支援講座 (企画部共催研修)

令和3年 2月 1日(月)

閲覧数:121回

テーマ:民法・不動産登記法改正の現状~相続登記義務化の行方~

講 師:江上隆 会員、新井慶治 会員

第2回オンデマンド動画配信研修

令和3年 2月10日(水)

閲覧数:132回

テーマ: 戸籍・住民票の請求と職務上請求書について(倫理認定)

講 師:吉田善礼 会員

第3回オンデマンド動画配信研修

令和3年 2月26日(金)

閲覧数: 95回

テーマ: 苦情・綱紀・事故事案等について(倫理認定)

講 師:木津圭太郎 会員

4 オンデマンド研修動画配信 (KenTube) の利用状況

昨年度は、県・支部および九B主催の研修動画を計12本新たに配信した。昨年度の利用実績は、下記のとおりである。

掲載動画総数	6 0件(前年比十 1 2件)
登録人数	644名(前年比+138名)
年間アクセス数(令和2年1月1日~令和2年12月31日)	2,459件(前年比+755件)

社会事業部

社会事業部長 芳 司 英 樹

新型コロナウイルス感染症により、多くの相談事業を休止したほか、実施した事業でも 運営方法を見直し感染対策をとった上での開催とした。そのような中、会員の皆様に相談 事業をはじめとする各事業への協力をいただいたことに改めて御礼を申し上げたい。

1 相談事業

(1) 司法書士総合相談センター事業

当会相談事業の中核として、司法書士紹介・電話相談を中心に6支部の総合相談センターで運用を行っている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、電話相談については各相談センターでの実施を4月17日から休止した。4月27日から相談員事務所への転送方式により再開し、10月12日までは相談員を1日1名、以後は1日2名として実施した。

紹介システム、電話相談の件数は別記のとおりである。紹介事案のうち約75%が登記手続に関するものであり、次いで家事事件、多重債務関連の順となっている。登記手続と家事事件のうち相続に関するものがその半数以上を占めている。電話相談では、登記手続約34%、民事一般事件約23%、家事事件約22%である。主な認知経路は自治体等の公的機関、法務局、インターネット等となっている。

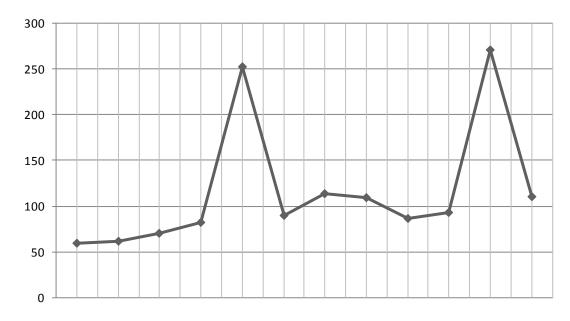
総合相談センターについては、業務改善策や今後の総合相談センターのあり方についての検討を行っており、今年度も継続して検討を重ねたい。

【司法書士総合相談センター】

※相談員数は休止含む

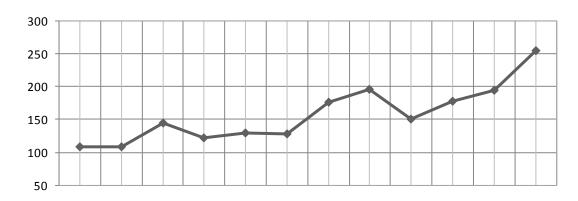
令和2年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊·京築	全体
登録相談員数	78名	59名	110名	77名	93名	42名	459名
登録率	31.6%	41.0%	47.0%	56.2%	57.1%	61.8%	46.2%

【令和2年度 紹介システム 相談件数推移】



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
福岡東	19	10	19	17	57	27	29	25	7	17	64	30	321
福岡西	8	8	13	10	45	12	21	21	20	16	43	14	231
福岡南	11	12	8	19	59	23	23	32	25	21	62	25	320
筑後	8	19	15	11	30	10	14	11	13	11	35	9	186
北九州	8	5	8	14	27	12	12	11	13	16	23	12	161
筑豊•京築	5	8	7	11	34	6	14	9	8	12	43	20	177
全体	59	62	70	82	252	90	113	109	86	93	270	110	1,396

【令和2年度 電話相談 相談件数推移】



		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
全	:体	109	108	145	122	130	128	176	196	151	178	195	255	1,893

(2) 司法書士の日記念相談会

「司法書士の日」を記念しての一斉相談会として、8月1日(土)県下4会場での 実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

(3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

LS福岡との共催で、10月3日(土)県内4会場での実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止した。

(4) 遺言相続事業

8月を「相続・遺言推進月間」、2月を「相続登記はお済みですか月間」として、遺言相続推進への取り組みを行った。月間に協力いただく会員を「賛同会員」として各事務所で相続登記に関する相談を初回無料で受けてもらうほか、総合相談センターの紹介システムで賛同会員を紹介した。テレビCM等による広報により、8月の紹介件数は240件、2月の紹介件数は293件となり、会員の事件受託にもつなげることができたと考えている。

(5) 賃貸借トラブルホットライン

毎週月曜日と水曜日、16時から18時までの間、登録相談員事務所への転送方式で電話相談を実施した。本事業は電話相談であり、通年予定どおり実施した。消費生活センター等の相談機関からの紹介もあって毎回多くの電話があり、昨年度は495件の相談を受けている。原状回復や管理・修繕に関する相談が多く、75%以上が賃借人からの相談となっている。

(6) 総合行政相談・一日合同行政相談所

九州行政評価局と連携し、福岡総合行政相談所(岩田屋)および北九州総合行政相談所(井筒屋)の定例相談会や一日合同行政相談所へ相談員派遣を行った。相談員のシフト等の運営については、福岡3支部および北九州支部の協力のもと実施している。定例相談会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため4月10日から6月26日まで、1月14日から3月11日までの期間は休止した。

(7) 福岡市市民相談室

福岡市が各区役所で実施する司法書士相談へ相談員の派遣を行った。契約主体は当会であるが、相談員の選定、シフト等については福岡3支部で行っており、13時から16時の時間帯に予約制で実施されている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月9日から6月24日まで、1月15日から3月10日までの期間は休止した。昨年度の相談件数は202件であった。

(8) スタートアップカフェ相談

福岡市の創業支援拠点として設置されている「スタートアップカフェ」において、毎週木曜18時から20時に開催されている専門家相談に相談員の派遣を行った。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4月9日から6月25日まで、1月14日から3月4日までの期間は面談方式でなく電話相談として実施した。昨年度は29件の相談を受けている。分野を絞った相談事業であり、起業を目指す方に司法書士が会社法務の専門家であることを知ってもらう機会としても意義あるものと考えている。

(9) 福岡市空家相談事業

昨年度から開始した事業であり、福岡市との協定に基づき相談員の派遣を行った。 6月開始予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、7月 からの開始となった。月1回の予約制であり、昨年度は4件の相談を受けている。

(10) 法務局・司法書士会無料登記相談所 (ステップ1)

福岡法務局において窓口相談ブースを設置し、火曜・水曜・金曜の13時から16時、予約優先で運用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため4月7日から休止した。実施された相談日は2日間で、2件の相談を受けている。平成30年より福岡法務局と共同で開設した相談所であるが、法務局での対面による登記相談が休止となったことを受け、本相談所についても法務局と協議の上、運用終了となった。

(11) 九州北部税理士会との合同相談会

税理士会との合同相談会を、11月に実施する予定であったが、新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防止のため、税理士会と協議のうえ中止した。

(12) 返済にお困りの方のための電話相談会

新型コロナウイルス感染症による経済状況の悪化をうけて、返済困難等の状況に陥る方を対象とした電話相談会を開催した。青年会との共催で、3月27日に会館で行った。当日は10時から16時の時間帯で実施し13件の相談を受けた。

2 法務局との共催による相続セミナー・無料相談会

福岡法務局との共催で相続に関する市民向けのセミナーと無料相談会を開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、法務局と協議のうえ中止した。

3 相続登記推進事業への対応

所有者不明土地特措法に基づく長期相続登記等未了土地解消作業に関して、法務局から相続人代表へ送付する通知書に、総合相談センターを案内するチラシを同封いただき、相談窓口として周知を図った。また、対内用ホームページに本事業に関する資料を掲載しているほか、夜間電話相談の相談員にも本事業を周知し、総合相談センターでの対応を図った。

4 関係機関との連携の強化推進

九州行政評価局、福岡県消費者安全確保地域協議会との会議に参画し、関係団体との連携や情報共有を図った。

5 災害相談

令和2年7月豪雨および新型コロナウイルス感染症に伴う相談事業として、日司連 主催による電話相談が実施された。当会も協力単位会として8月4日より毎週火曜日・ 金曜日の17時から20時の時間帯を担当した。本事業は12月28日をもって終了と なった。期間中に当会で受けた相談は15件であった。急な事業にもかかわらず協力 いただいた皆様に改めて御礼申し上げたい。

【派遣相談会】

相談会名	日付	相談件数
行政評価局 福岡総合行政相談所	第3月・木曜日(休会の月あり)	50 件
行政評価局 北九州総合行政相談所	第 2・4 金曜日(休会の月あり)	39 件
行政評価局 災害特別総合行政相談所(大牟田)	10月17日	0 件
行政評価局 一日合同行政相談所	10月13日、16日、20日、	28 件
(大川、中間、筑後、田川)	11月 6日	
専団連 共同相談会	6月	中止
(福岡、久留米、北九州、飯塚)		
専団連 共同相談会(福岡)	9月	中止
専団連 共同相談会(福岡)	11月28日	12 件

注意勧告小理事会

Aチーム議長浜田 啓 史Bチーム議長猪之鼻 久美子

当小理事会は、会則第103条に基づき設置された委員会である。 現在、当会にはAとBの2チームが設置され、各チーム5名で構成している。

昨年度小理事会の審議に付された事件は、合計4件であった。いずれも量定に関する 意見の審議に付されたため、注意勧告運用規則第10条第6項の規定により注意勧告の 手続きは休止している。

懲戒意見検討小理事会

議長 松本 篤

当小理事会は、懲戒に関する意見検討規則に基づき、司法書士法施行規則第42条第3項または司法書士法第60条による報告に付す意見を決定するために設置されている小理事会である。

昨年度、当小理事会は、綱紀調査の結果、違反事実ありと判断された事案4件について、 懲戒処分の態様について協議し、審議が終了した事案については、当会の意見を付し、 日司連に事案を回付した。

綱紀調査委員会

委員長 山 下 祐 一

1 はじめに

当委員会は、会員の綱紀、品位に関する調査を行うことにより会員の綱紀を保持し、もって司法書士制度に対する国民の信頼にこたえることを使命とする。

当委員会が行う調査とは、会則第49条第2項による付託を会長から受けて、会員が司法書士法、司法書士法施行規則、日司連会則、当会会則等に違反し、または違反するおそれのある事実の存否を調査することである。

2 昨年度の付託件数および概要

昨年度における綱紀調査の新規付託件数(事案数)は、5件であった。 これらの事案の概要は、以下のとおりである。

- (1)業務広告違反および不動産業者との癒着(2件)
- (2) 居住実態の有無と司法書士会への登録
- (3)事件放置
- (4) 財産管理事件において管理する財産の私的流用

事故処理委員会

総務部長 木 津 圭太郎

当委員会は、業務賠償責任保険に関する事故につき引受保険会社が実施する調査および審査に対し、当会が助言・協力するために設置されたものである。

昨年度は、下記の事例による損害賠償事故発生状況報告書の提出があった。会員の皆様の日頃の執務にあたり注意喚起を促す意味で、その事例を紹介する。

- 1 登録免許税の非課税を見落とした。
- 2 所有権移転登記を申請する際、仮差押えがなされているのを見落とした。
- 3 登記名義人の氏名を誤ったため、更正登記が必要となった。
- 4 相続時精算課税が適用されないにもかかわらず、贈与による所有権移転登記を申請した。

なお、業務賠償責任保険は、司法書士の業務に適用されるところ、4は司法書士の業務 ではないところに過失があるとして、保険が適用されない可能性があるのでご注意いただき たい。

紛議調停委員会

委員長 鍛 冶 誠一郎

昨年度は、報酬に関する紛議について1件調停を実施したが、調停は不成立となった。 依頼者との間で報酬等について紛議が生じた場合は、苦情や綱紀調査に移行することを 防止するため、積極的に当委員会をご活用いただきたい。

会館維持管理委員会

委員長 平野幸久

当委員会は、司法書士会館の維持管理に関することを検討し、適切な対応を行うために設置された委員会である。

昨年度は、防犯対策として防犯カメラを設置することを決め、4社に対して見積もりを依頼し比較検討した。カメラの設置位置については、令和2年2月25日に行った防犯訓練での福岡県中央警察署の担当者の意見をもとに設置位置を検討し11月10日に防犯カメラを設置した。

平成29年11月の会館の竣工後、半年点検、1年点検、2年点検と株式会社環・設計工房、株式会社鴻池組の協力のもと定期点検を行ってきた。無償による定期点検が終わったため、今後定期点検をどのように実施していくかを検討し、委員全員が会館の状況を把握する機会として自主点検を毎年行うこととし、令和2年11月10日に3年点検を行った。

非司法書士問題対策委員会

委員長 今福隆史

昨年度の当委員会の活動について次のとおり報告する。

- 1 活動の内容について
- (1) 令和元年度作成の非司啓発ポスターについて、福岡法務局管内の全公証役場へ掲示を依頼した。
- (2) 法務局主催の非司調査が、令和2年10月および11月に福岡法務局朝倉支局、久留米 支局、田川支局、本局(商業登記のみ)、北九州支局(不動産登記のみ)において延べ52 名の会員の協力を得て行われた。

調査に携わった会員から、アンケート形式による情報収集を行った(調査項目は非司 行為が疑われると判断した理由、感想等)。

以下、会員から寄せられた声の一部を掲載する。

- ・ 不動産登記に比べ商業登記の非司行為が多い。
- ・ 登記は司法書士という広報に力を入れるべき。
- ・ 「非司調査実施中」「非司調査月間」等の掲示を法務局の入り口等に行うのはどうか。
- ・ 調査件数に対し、調査員の数が足りない。等々
- (3) 非司行為が疑われる他士業のホームページについて、委員会内で対応を協議した。
- 2 最後に、非司行為が疑われる事案を見聞きした会員は、当委員会宛に情報提供いただく ようお願いしたい。

苦情処理委員会

委員長 矢野聖悟

1 委員会の目的

当委員会は、会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な指導および指示を与えてこれを処理することを目的としている。

2 苦情処理の流れ

市民から事務局に寄せられた苦情は、専務理事または事務局職員が概略を聴取する。その際、苦情申出人にはできるだけ文書で申し立てるよう依頼している。

事務局より苦情内容の伝達を受けたのち、担当委員より苦情申出人に電話での内容 確認や対象会員への聞き取りなどを行い事実関係を精査し、その後、委員会において 対応を協議したうえで双方への調整を行う。双方の円満解決、一応の納得において終結した案件について終結報告書を会長に提出し終了となるが、対象会員に法令、会則等の 違反事実のおそれがある場合は、会長に報告し、何らかの対応を具申している。

3 委員会の判断基準

苦情に対する委員会の判断基準は、司法書士法、会則、司法書士倫理等に照らし、「司法書士としての業務の遂行が適正に処理されたかどうか」である。したがって、 具体的な苦情事案について、当委員会にて苦情申出人および対象会員から事情を聴取 したうえで、不適切な業務を行ったと思われる会員には業務の改善を求めることになる。

4 委員会開催および面談について

委員会は原則毎月1回の定例会で開催される。会議では、その月の案件について担当 委員からの事案の経過報告を受け、その対応について協議がなされる。会議はウェブ 会議を原則とし、複雑案件がある場合は、会館に集まり協議している。また、内容に 応じて苦情申出人や対象会員と直接面談により、事情聴取することもある。

5 苦情の概要

昨年度の苦情には、例年と同じように事件放置や報酬への疑問が複数含まれていたが、加えて、不動産登記や遺言に関する手続きを進めるうえで丁寧な説明が不足していることにより苦情につながった事例が多く含まれていた。また、司法書士の一方的或いは高圧的な態度に対し苦情が申し立てられる事例も散見された。いずれの苦情も容易に回避できると考えられるため、業務を遂行するうえでご留意いただきたい。

6 近年の苦情件数

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
10件	16件	24件	20件	19件

7 苦情事案月別取扱件数

令和2年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月
2件	1件	1 件	3件	1 件	1 件

令和2年			令和3年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1件	2件	4件	0件	1件	2件

会費減免等審查委員会

委員長 小 山 貴美代

当委員会は、会則第25条(会費の延納、減額及び免除)に基づき、会費の延納、減額または免除に関する審査を行うために、会則第53条第1項により設置された委員会であり、「会費の減免等に関する規程」および「福岡県司法書士会会費の減免等に関する細則」に則って会費の減免等の申し出に理由があるかを審査し、会長にその調査の結果を具申するものである。

会員は、傷病、災害、妊娠・出産・育児により会費を納入することが困難な場合は、 会費の延納、減額または免除の申請を行うことができる。

なお、経済的事情による場合は、会費の延納の申請が認められるのみである。

令和2年度は、傷病によるもの3件(内訳:減額0件、免除3件)、妊娠・出産または育児によるもの13件(内訳:減額10件、免除3件)の合計16件の減免等の申請があり、17件(うち1件は平成31年度申請)の申し出に対して理由があるものと認め、会長に対し具申を行った。

法教育 • 市民法律講座推進委員会

委員長 椛島浩二

1 活動報告

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等(以下、「法律講座等」という。)の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として活動した。

2 具体的活動

(1) 新規開催先の検討

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、新規開催先への具体的なアプローチ は断念した。

(2) 学会・他団体シンポジウム等への参加

6月21日	オンライン開催					
第12回法教育	第12回法教育ネットワーク定時総会					
出席者:椛島浩	二 会員、寺田知未 会員					
9月13日	9月13日 オンライン開催					
第1回法教育力	第1回法教育カフェ					
出席者:椛島浩	出席者:椛島浩二 会員、中山浩一 会員					
12月 5日 オンライン開催						
第2回法教育カフェ						
出席者:中山浩一 会員						

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、他団体の総会、交流会がオンライン 開催されたため、法教育に携わる全国の司法書士、教職員と情報交換することができた。 ここで得た情報を、今年度のイベント開催に活かしたいと考えている。

(3) 法律講座等の内容の分析

小、中学校の社会科および家庭科の教科書を調査し、新学習指導要綱を参照した。 成年年齢引下げに対応すべく、各学年で学ぶ学習範囲が変更され、法律講座等を開催 するにあたって講師が知っておくべきことがいくつかあった。分析結果は、会報、 対内用ホームページ等を利用して共有していく。

(4) 支部事業のサポート

支部で実施している法律講座等事業について、講師や補助者の派遣を行うものである。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、支部からの依頼はなかった。

(5) 法教育イベントの開催

昨年度は、令和2年7月頃に福岡県の中学校教職員向けに成年年齢引下げをテーマとしたイベント開催する予定だった。イベント開催に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため7月開催を3月に延期することにした。しかし、開催方法等を模索していたところ、年度末の多忙から教職員のイベント参加が困難であることおよび新型コロナウイルス感染症終息の見通しが立たないことから、昨年度中の開催を断念し、今年度開催することにした。

成年年齢引下げに関する法改正の施行日までには、新成人の消費者被害等を防止すべく、法改正の内容を周知するイベントを何らかの形で開催したい。

3 法律講座等開催実績

令和2年度	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊	受講者数
7 和2千度	3回	3回	1回	1回	7 回	2回	874名

※ 県会の他の部署で開催されたものは、その部署の報告に委ねる。

上記は、各支部による法律講座等の開催実績である。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、集合しての法律講座等の 開催が大きく減少した。そのような状況下でも、いくつかの学校や企業等から依頼が あり、感染症対策を行った上での集合での開催、オンラインでの開催と、担当者は苦慮しな がらも開催をした。

裁判業務推進委員会

委員長 工 藤 陽 二

当委員会は、会員の裁判業務推進を目的として、昨年度、以下の事業を行った。

1 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、新型コロナウイルス感染症対策を施した上で、 下記のとおり、事例検討会の企画・運営を行った。

12月 8日	2月 8日 18:00~20:00 電気ビル共創館 参加者:33						
簡裁民事事件事例	簡裁民事事件事例検討会1						
テーマ:簡裁民事	事事件の基礎						
講師:工藤陽二	- 会員						
1月12日	1月12日 18:00~20:00 電気ビル共創館 参加者:23名						
簡裁民事事件事例	簡裁民事事件事例検討会 2						
テーマ:敷金返還	テーマ:敷金返還請求調停事件						
講 師:柿木高絲	講師: 柿木高紀 会員						
2月 9日	2月 9日 18:00~20:00 電気ビル共創館 参加者:30名						
簡裁民事事件事例検討会3							
テーマ:民事執行申立事件							
講 師:手嶋竜-	- 会員						

2 裁判所との連絡・交渉

裁判所からの連絡に基づき、破産・再生事件における運用変更につき会員への周知を 行った。

3 少額事件報酬補助制度の実施

経済的利益が30万円以下の事件に対する報酬補助制度(事件番号が付いた事件に関して、2万円の追加助成を行う制度を含む)を実施した。

昨年度は、一昨年度(22件)と比して利用件数は減少した。事件類型としては賃貸借関係の紛争が多い点が特徴である。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	求償金請求	令和 2年 4月17日	令和 2年 5月12日
2	◆原状回復費用請求排除	令和 2年 5月22日	令和 2年 7月 9日
3	損害賠償等請求	令和 2年 6月 9日	令和 2年 6月30日
4	◆貸金請求排除	令和 2年 6月 9日	令和 2年 7月 7日
5	敷金返還請求☆	令和 2年 6月16日	令和 2年 7月 7日
5	放並	令和 2年10月23日	令和 2年11月10日
6	敷金返還請求	令和 2年 7月17日	令和 2年 7月31日
7	◆原状回復費用請求排除	令和 2年 7月31日	令和 2年 8月24日

8	◆賃料請求排除	令和 2年 9月16日	令和 2年10月 6日
9	敷金返還請求	令和 2年 9月18日	令和 2年 9月29日
1 0	敷金返還請求	令和 2年10月12日	令和 2年10月27日
1 1	敷金返還請求☆	令和 2年10月19日	令和 2年11月 5日
1 1	放並返述明本以	令和 3年 1月 6日	令和 3年 1月22日
1 2	休業手当請求 (労働審判)	令和 2年11月13日	令和 2年12月 3日
1 3	◆原状回復費用請求排除	令和 3年 1月29日	令和 3年 2月24日
1 4	◆原状回復費用請求排除	令和 3年 3月 3日	令和 3年 3月12日

^{※ ◆}は請求排除事件、☆は追加助成を行った事件、下段は追加助成申込日および支給日

4 裁判書類作成業務に関する出張相談料助成制度の実施

昨年度は、一昨年度(9件)と比して利用件数が減少した。出張相談に対する助成制度という性質上、新型コロナウィルス感染症の影響を受けた可能性がある。

No.	事件類型	申込日	支給日
1	保佐開始申立	令和 2年 5月22日	令和 2年 7月 7日
2	保佐開始申立	令和 2年10月30日	令和 2年11月16日
3	保佐開始申立	令和 2年11月13日	令和 2年12月 3日
4	破産申立	令和 2年 3月15日	令和 3年 3月26日

5 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討し、 以下の事業を行った。

(1) 司法書士向け民事法律扶助業務研修会

3月10日	18:00~	~19:30	$\frac{2}{2}$	館	参加者:15名
テーマ:①民事法征	律扶助業務の	り総論・概要	要		
講師	: 三谷尚子	課長(法法	テラス福岡	第一事業課	具)
②援助申	込みの際の質	a 意点			
講師	: 佐藤直幸	会員			

(2) 法テラス福岡との協議会(12月21日実施)

6 裁判手続等のIT化に関する事業

日司連・紛争解決支援推進対策部・民事裁判IT化対応WTにおいて、裁判手続等のIT化に関する検討がなされ、当委員会も参画し、計6回の会議に委員を派遣した。

空家等対策委員会

委員長 森 部 修 道

当委員会では、福岡県および各市町村等が進める空家等対策事業に関し、協議会への参加や会員派遣を通じ、各団体との協力体制を築いている。

昨年度は県建築住宅センターが空き家所有者からの相談にワンストップで対応する「イエカツ事業」が開始され、委員会としてこの事業の企画段階からアドバイザーとして関与することで、福岡県の空き家対策にとって重要な役割を果たすことができた。

1 対外的活動

(1) 市町村空家等対策連絡協議会への参加

空き家特措法に基づく各市町村の空家等対策協議会では、その構成員として現在、

15市町村の協議会に16名の会員が参加している。

(2) 協定等

当委員会では、以下のとおり福岡県や市町村等との協定を締結、継続している。

ア 福岡県 : 相続財産管理制度の活用による空き家対策の促進に関する協定

イ 宗像市 : 空家等対策推進連携協定

ウ 北九州市:空き家活用の推進に関する協定

エ 鞍手町 : 空家等対策に関する連携協定

オ 築上町 : 令和2年度築上町空家関連相続人調査及び相談業務委託

カ 県建築住宅センター

:住宅情報提供推進事業に係る専門相談員の派遣に関する協定

: 福岡県空き家活用サポートセンターの運営に関する協定

(イエカツ事業)

(3) 専門家派遣・相談事業

ア 空き家専門相談事業

各市町村空き家担当者等からの要望に応じ、セミナー講師および相談員として 会員を派遣した。

2月 2日 13:30~16:00 遠賀町役場

内 容:出張相談会

相談員:於保悠二郎 会員、奥原良子 会員

イ イエカツ事業 会員派遣

県建築住宅センターからの要望に応じ、セミナー講師および相談員として会員を 派遣した。

内 容:個別相談

相談員:森亜由美 会員

11月 9日 $14:00\sim15:00$ アクロス福岡東オフィス 内 容:個別相談 相談員:森部修道 会員 11月20日 9:30~15:30 筑紫野市二日市東コミュニティセンター 内 容:出張相談会 相談員:渡邊貢 会員、明石智典 会員 11月21日 9:30~15:30 春日市役所 内 容:出張相談会 相談員:永田修一 会員、明石智典 会員 12月10日 9:30~15:30 飯塚市役所 内 容:出張相談会 相談員:松浦光男 会員、福丸奈々美 会員 12月16日 9:30~15:30 嘉麻市役所 内 容:出張相談会 相談員:福丸奈々美 会員 12月23日 13:00~15:30 アクロス福岡東オフィス 内 容:個別相談 相談員:寺田知未 会員 1月14日 9:30~15:30 直方市役所 内 容:出張相談会 相談員:平原嘉章 会員 1月16日 9:30~15:30 久留米市役所 内 容:出張相談会 相談員:早木信行 会員 1月20日 13:00~16:00 アクロス福岡東オフィス 内 容:個別相談 相談員:山野拓実 会員 久留米市役所 2月 2日 13:30~16:00 内容:セミナー講師 講 師:山倉克也 会員

ウ イエカツ事業 会員紹介

イエカツ事業の相談者から司法書士紹介の依頼があった2件の事例に対して、 空家等相談員名簿から司法書士紹介を行った。

工 個別派遣

10月31日	0月31日 12:30~15:30 イオンモール大牟田					
依頼元:大牟田市						
内 容:セミナー講師						
講師:梅原健 会員						

才 電話相談窓口

昨年度も常設の電話相談窓口を設け、市民や行政からの相談に対応した。昨年度 の相談件数は12件であり、例年に比べると半数以下となった。

これは、昨年度より北九州市の相談者については、北九州支部で直接電話相談対応することとし、電話相談事業を支部に移管したことが影響している。

北九州市を除く電話相談については、依然委員の持ち回りで担当しており、継続相談が必要な場合には再度該当地域の会員を紹介するという迂遠な方法になってしまっていることから、今後は空き家相談員名簿を活用するなどして、各地域の会員に直接対応していただく等の方法で解消する必要がある。

(4) その他

各市町村より、主に次年度予算化のための相続人調査依頼時の概算見積りや、費用 に関する入札等の問合せに対応した。

2 対内的活動

(1) 空き家相談員名簿

空き家や相続未登記の問題に関しては、国も様々な法改正や制度構築を行っているが、昨年度に関しては大きな動きはなかった。それでも会員に空き家問題に関する問題意識を持ってもらうためにも、継続して研修を実施する必要がある。しかし昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、委員会で研修会を主催することはできなかった。

その一方で、これまで課題であった会員に向けた名簿および名簿からの会員推薦 基準等を対内用ホームページに公開することができた。

(2) 相続財産・不在者財産管理人候補者名簿

相続財産・不在者財産管理人候補者名簿更新のための研修会を実施した。

名簿登載・更新要件の研修受講については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大 状況に鑑み、昨年度に限り要件として課さない(自動更新とする)こととした。

3 総括

例年の課題であった当委員会が主体的に何等かの事業を企画することはできなかった 一方で、電話相談事業の北九州支部移管等、軌道に乗った事業については他の組織に 移管するという流れが、部分的ではあるものの実現できた。この流れは支部の受け入れ 体制がなければ実現しえなかったものであり、北九州支部の協力に感謝したい。

また、昨年度の主な活動となった、イエカツ事業への協力については、委員会として 最大限貢献することができ、県建築住宅センターのみならず、福岡県、および県内市町村 から厚い信頼を得ることができたと考えている。

昨年度の事業計画のひとつに「相談員の派遣にとどまらず、事業構想に対する相談役としての役割を果たす」と挙げていたが、まさにこれを達成した。

空き家問題については、今後もなくなるどころか深刻化の懸念があるところだが、 活動を通じ、少しでも空き家所有者をはじめとする市民の方々が抱える問題を解決できる よう、役割を果たしていきたい。

特別事業対策部

部会長 松本 篤

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置された当対策部では、昨年度以下の事業を行った。

成年後見制度推進室

室長 原口智吉

成年後見制度利用促進基本計画で定められた5か年計画の4年目にあたった昨年度は、各自治体の動きも活発化していくなかで実際に中核機関が設置された自治体も増加傾向にあり、継続して当会に対し様々な協力要請が行われた。これに対応すべく以下の事業を行った。

1 家庭裁判所、他士業等との連携

福岡家庭裁判所本庁、各支部、弁護士会、社会福祉士会、福岡県、福岡県社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度利用促進基本計画に基づく動きに対応し、また各自治体との関係構築に努めた。

- 2 各市町村への委員等の派遣
- (1) 令和2年7月1日より行橋市、苅田町、みやこ町が実施主体となる中核機関 (行橋・京都成年後見センター) からの要請に基づく運営委員会委員および利用促進 委員会委員の派遣を行った。
- (2) 北九州市の中核機関である北九州市成年後見支援センターからの要請に基づく三士会協議会に会員を派遣した。
- (3) 水巻町の中核機関である水巻町社会福祉協議会権利擁護センターからの要請に基づく 運営委員会委員および推進会議委員の派遣を行った。
- (4) 八女市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会に委員を継続して派遣している。
- (5) 福岡市が行う中核機関設置に向けた中核機関検討会議および試験的に開始された 受任者調整会議に委員2名を推薦した。
- 3 パブリックコメントへの対応

八女市が中核機関設置に向けて行った「八女市成年後見制度利用促進基本計画(案)」 に関する市民意見募集について、当委員会にて意見をとりまとめ、意見書の提出を行った。

4 ガイダンスの実施

福岡市が中核機関設置に向けて令和2年11月より試験的に受任者調整会議を開始するにあたり、当会会員が受任者となる事案に対応するため、協力会員向けにガイダンス(当推進室会議へのオブザーバー参加)を開催した。

10月26日 18:00~18:50 場所:ウェブ開催 参加者:13名

テーマ:福岡市中核機関試験的受任者調整会議対応のためのガイダンス

講 師:安樂美和 会員、佐藤直幸 会員

5 講師派遣

福岡県が福岡地区(令和3年1月21日)および筑後地区(令和3年1月20日)にて開催した成年後見制度利用促進に係る市町村意見交換会に講師を派遣し、「専門職団体の協力内容について」というテーマで各自治体担当者向けに説明を行った。

6 研修会派遣

日司連主催の成年後見制度利用促進のための意見交換会(ウェブ配信)について、 派遣(視聴)を行った。

7 総括

昨年度は、成年後見制度利用促進基本計画の進捗や各市町村の動き等を当推進室内で情報共有することができた。その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で予定していた計画の推進が実現できなかった自治体も相当数存在するものと思われるところ、今年度は、成年後見制度利用促進基本計画で定められた5か年計画の最終年度でもあるため、各自治体からの協力要請も増加するものと思われる。今後も高齢者・障がい者権利擁護委員会やLS福岡と連携し、情報共有、会員に対する周知、協力要請を徹底していきたい。

組織体制改善対策室

室長 猪之鼻 久美子

当会の置かれた状況を検証するとともに、今後の司法書士制度を取り巻く状況の変化に対応できるよう、以下のとおり組織体制の改善のための事業を行った。

1 県・支部における課題についての改善策の検討

司法書士総合相談センター事業、研修事業の効率化など、県・支部における課題について改善策を検討した。

2 支部等へのヒアリングの実施

上記1の検討にあたり、県・支部の現状を把握するため、県会事業部長および支部長へ、ヒアリングシートの提出を求め、県・支部の抱える課題を抽出した。

総合研究所

所長 五反田 猛

総合研究所は、司法書士の職能に関する諸制度ならびに法令について、その調査研究を 恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての 資質の向上を図ることを目的として設置されている。

昨年度は、上記趣旨に則り不動産登記研究会、司法書士法研究会および憲法研究会が 会長の諮問を受け、下記のとおり調査研究を行った。

不動産登記研究会

主任研究員 江 上 隆

近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がなされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、または判明しても連絡がつかない土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている。そのため、政府においては、経済財政運営と改革の基本方針2018等で、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、民法・不動産登記法の改正にあたっての検討が法制審議会民法・不動産登記法部会として平成31年3月より行われている。令和元年12月に不動産登記法等見直しの中間試案が公開され、令和2年3月の中間試案に関する意見募集の結果、当研究会を含め249件(個人143件、団体106件)の意見が寄せられた。

さらに最終試案に向け、民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する 要綱案のたたき台の検討がなされ、令和3年2月2日に民法・不動産登記法(所有者不明 土地関係)等の改正に関する要綱案が公表された。政府は、3月に改正案を閣議決定し、 今国会での成立を目指し、令和5年度にも施行するとされている。

不動産登記法等の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多少の遅れはみられるものの早期の制度改正を前提としているので、迅速に改正法への対応をするため、引き続き、最終試案に向けた民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)等の改正に関する要綱案のたたき台等の検討を行った。

その他、当該民法・不動産登記法の改正の研修のため、講師を派遣した。

司法書士法研究会

主任研究員 山下 祐一

当研究会は、司法書士法および関連法令に関する分析、検討、意見の提言等を活動内容としている。

昨年度は、主として令和元年司法書士法改正(令和2年8月1日施行)による懲戒制度 の運用上の変更点のほか、民法上の保佐人および補助人に付与される代理権の法的性質に ついて検討するため研究会を実施したが、他方、新型コロナウイルス感染症の影響により 各種研修会への講師派遣は行うことができなかった。

今後も、引き続き司法書士法および関連法令に関する研究を行っていく予定である。

憲法研究会

主任研究員 中嶋安雄

1 今年度の研究テーマは、「マイナンバー制度と戸籍情報との紐づけを憲法的視点から 評価・検討する。」こととして活動を開始したが、研究を進めるうちに下記の事実が 判明した。

マイナンバー制度と戸籍情報とを紐づけるには、事実上新たに個人別身分登録制度を構築する他ない。しかし、その為には莫大な費用がかかり、マイナンバーの紐付けのために新たな制度を構築することは、経費の面で非現実的である。

従って、研究内容を次の2のように修正して報告書を提出することとした。

2 マイナンバー制度と戸籍制度を通して、①プライバシー権と知る権利を踏まえ、個人の尊重、表現の自由、情報公開請求、公文書管理の課題について、②マイナンバー法の情報セキュリティに関する脆弱性について、③マイナンバー・カードの利活用増大に伴う問題について、④戸籍情報との紐づけの問題点について。

以上の4点を報告内容とした。なお、マイナンバーとの紐付けで検討されている上記個人別身分登録制度は、現行戸籍制度の問題点であるところの、①個人の尊重に反すること、②男女平等に反すること、③夫婦同姓の強制、④家制度の温存、等々の大きな問題が解消されうる可能性を孕んでいることから、別途研究する価値のあるテーマである。

新人研修委員会

委員長 奈良田 紀 幸

1 はじめに

当委員会は、日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人および登録して間もない新人会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制度を確立する目的をもって設置されている委員会である。

2 昨年度の事業

≪登録「前」新人研修≫

配属研修については、昨年と同様に2クール制を保ち、令和2年3月3日から4月28日まで行う予定だったが、感染症対策として4月17日以降の実施を中止した。 異例の事態の中、また日頃の業務で多忙を極める中、指導に当たってくださる講師の新人育成への熱意、情熱がなければ成り立たない研修制度である。年度末、また年度初とご多忙の中、配属講師を引き受けていただき、ご指導いただいた講師にはこの場を借りて厚く御礼申し上げる。

また、配属研修前に開催した集合研修は、昨年度は Zoom 会議システムを利用したオンライン研修として実施した。県会でも各分野に精通している会員にリレートーク方式で「司法書士としての可能性」を新人に伝えることに重きを置いた研修を行うとともに、社会経験の少ない新人も多いことから、ビジネスマナー研修を半日日程実施した。リレートークでは初期段階の業務として「相談業務」の重要性・必要性を理解してもらうため、「司法書士の相談業務」を研修テーマとして取り上げ、「法教育」や「家事事件」、当会の重点事業でもある「相続登記」、そして社会問題への当会支援事業の一環としての「生活困窮者支援」についても研修テーマとして取り上げた。

≪登録「後」新人研修≫

登録後新人研修規程および実施要綱に基づき、平成26年度より本格的に運用を開始した。集合研修については、当会を始めとする各組織構成や懲戒処分に至るまでの手続の流れ等を解説した上で議論する内容の「司法書士の組織に関する研修」を行う予定だったが、感染症対策として今年度は開催を中止した。また、「司法書士の報酬の歴史」、「司法書士の倫理の研修」を開催し、司法書士制度に関する理解を深め、司法書士の担う職責を認識し、実務に直結する倫理観を養う研修を行う予定だったが、同じく感染症対策として今年度は開催を中止した。

実地型研修においては、各支部の部会・委員会へ総会翌日より次表のとおり、配属研修を行った。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、従来通りの部会・委員会の活動等が非常に難しく履修条件を満たす参加の機会を設けることが困難だったため、前年度の研修生の配属を一部継続して運用した。異例の事態の中で対応をいただき、各支部には、この場を借りて厚く御礼申し上げる。

令和2年度実地型研修生(免除者等を除く。)の受け入れ人数

	福岡東	福岡西	福岡南	筑後	北九州	筑豊
配属人数	13名	2名	7名	3名	2名	1名

平成31年度の実地型研修生(免除者等を除く。)の会務定着人数

	福岡東		福岡南	筑後	北九州	筑豊
定着人数	2名	0名	4名	4名	1名	1名

(各支部および県会の部・委員会ならびにLS福岡の部員を含む)

高齢者・障がい者権利擁護委員会

委員長 河賀裕子

当委員会は、行政・地域包括支援センター・障がい者に関する相談支援センター(以下、「支援センター等」という。)、その他関係諸機関と連携協働し、ネットワークの構築や様々な形での支援を通じて高齢者・障がい者の権利擁護を図ると共に、当会および司法書士制度の周知を目指している。以下、昨年度の事業を報告する。

1 窓口委員の活動について

昨年度の窓口委員の活動報告は72件であり、行政区によって多少のばらつきはあるものの、活動は定着しつつあると思われる。また、各種会議への参加、委員就任の依頼も増えてきており、司法書士という存在や、窓口委員活動の認知度は向上していると感じている。

2 高齢者・障がい者のための成年後見相談会の広報支援について 例年、窓口委員を通じて標記相談会の広報を行っているところであるが、昨年度は、 新型コロナウイルス感染症の影響により、成年後見相談会は中止となった。

司法福祉推進委員会

委員長 増 田 憲 之

1 自殺未遂者・念慮者への支援事業

自殺未遂者・念慮者への支援事業については、病院、行政機関、支援団体と連携の上、 下記の通り相談員派遣を実施し、一定の成果をあげることができた。また、他団体と 研修会を共催したほか、自殺対策強化月間に合わせて研修会を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
通年	ベッドサイド法律相談	派遣	30名	13件

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
9月 8日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:2件
9月29日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:4件
12月12日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:1件
12月16日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:1件
3月14日	くらしとこころの総合相談会 (主催:北九州市精神保健福祉センター)	面談	1名	面談:4件
3月15日	ハローワークにおける生活・法律・ こころの相談会 (主催:久留米市保健所)	面談	1名	面談:5件
3月23日	自殺予防のためのこころと法律の 相談会 (主催:福岡市)	電話	2名	電話:0件

【研修会】

 2月 1日
 ウェブ開催
 受講者:当会 9名 他県会 2名

福岡大学 共催研修会(令和2年度厚生労働省 自殺未遂者等支援拠点医療機関整備事業)

テーマ:最近の自殺傾向に関して・福岡県司法書士会の取り組みについて

講師: 衞藤暢明 講師(福岡大学医学部精神医学教室 医師)

濱田なぎさ 会員

3月 1日 ウェブ開催 受講者:29名

「生きるを支える」コミュニュケーションスキル+生活保護・多重債務相談研修

テーマ:メンタルヘルスに課題がある相談者へのコミュニケーションスキル・

生活保護費の計算・多重債務相談

講 師:濱田なぎさ 会員

2 日本社会精神医学会発表

オンライン開催となった第40回日本社会精神医学会にて、司法書士の支援が相談者のメンタルヘルスに与える影響に関し、当委員会が行った相談者へのアンケート調査と司法書士へのヒアリング調査の結果について発表を行った。

3 生活困窮者等への支援活動

12月および1月に新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮状態にある方等を対象とした面談・電話相談会を開催した。ご参加いただいた会員の皆様にはこの場を借りて御礼申し上げる。また、相談会に先立ち、コロナ禍における生活困窮者支援に関する研修会を開催した。

生活困窮者自立支援法に関連し福津市に家計相談員を派遣する事業を昨年度も行った。 昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本事業の振り返りを予定通り行う ことができなかったため、今年度行うこととしている。

会員による生活保護同行支援について、「経済的困窮者の救済支援事業」を実施し、 15件の助成を行った。

【常設相談会】

日付	相談会名		登録相談員	相談件数	
通年	福津市家計相談	面談	2名	面談:40件	

【相談会】

日付	相談会名	形式	相談員	相談件数
12月 5日	コロナ禍から暮らしを守る 生活困窮者相談会 (会館)	面談 電話	23名	面談: 2件 電話:13件
12月 8日	コロナ禍から暮らしを守る 生活困窮者相談会(美野島めぐみの家)	面談	2名	面談: 3件
1月23日	コロナ禍から暮らしを守る 生活困窮者相談会 (須崎公園)	面談	5名	面談: 5件

【研修会】

12月 2日 ウェブ開催 受講者:19名

コロナ禍における生活困窮者支援に関する研修会

テーマ:コロナ禍における生活困窮者支援のための諸制度、法的知識等

講 師:稲毛翔平 会員、加來英宜 会員

4 更生保護施設入所者への支援

湧金寮で開催する定期法律相談会を行った。

法務省更生保護観察所北九州支部からの依頼で、北九州自立更生促進センターへ相談員 を派遣することとなったが、昨年度は相談はなかった。

【相談会】

日付	相談会名	形式	登録相談員	相談件数
奇数月 (5月を除く)	更生保護施設での法律相談会	面談	6名	7件

5 その他

福岡県ギャンブル等依存症対策会議推進計画策定委員会委員として参加し、計画策定にたずさわった。

ADRセンター運営委員会

委員長 渡邉 慎一郎

1 ADRセンター稼働状況

広報活動を積極的に行った結果、昨年度は、申込相談 3 3 件、調停依頼 2 0 件があった。 一昨年度から継続して取り扱っている事案もあわせて、調停を 7 件開催し、 5 件合意に至っている。なお、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言中は調停開催や面談による申込相談は中止し、宣言解除後も、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で運営している。

当センターは、弁護士の助言を受けて運営し、140万円を超える事案や家事事件にも対応できるため、事案の内容としては、140万円を超える事案、相隣関係やご近所トラブル、夫婦間・親族間の問題など多岐にわたっている。裁判まではしたくないが問題を解決したい、相手方と話し合いたいが自分たちではうまく進まない、といった市民のニーズの受け皿になっている。

1事案につき最低でも調停管理者1名と手続実施者1名が必要となり、現在26名の名簿登載者で事案に当たっている。しかし、当センターの調停は原則平日に会館で行っているものの、当事者の希望によっては土日や夜間に調停を開催したり、紛争発生地で調停を開催したりするなど、手続実施者には難しい対応をお願いするケースも多い。より多くの会員に手続実施者名簿に登載していただき、ご協力いただきたい。

ADRの事案が増えることは、司法書士が紛争解決の一つのメニューを提示できたということであり、当事者の自主的な解決を支援できたということだと考える。市民にとっても司法書士にとっても、ADRは可能性のある分野だと感じている。

【ADRセンター稼働状況】

	事			調	亭 依 !	頼			
				あ	り			な	手
	案			調停	開催			L	赤続
	件	あ	り <u>※</u>	()は弁護士	助言	な	し	0	中
事業年度	数	合 意	見込み な し	申込人 取下げ	相手方離 脱	申込人相手方取下げ不応諾			•
試行開設 ~ 平成 21 年度	9	2 (1)	1 (0)	0	0	0	3	3	0
平成 22 年度	11	0	1 (0)	0	0	0	5	5	0
平成 23 年度	6	0	0	0	0	0	1	5	0
平成 24 年度	11	0	0	0	1 (0)	3	0	7	0

平成 25 年度	12	0	1 (1)	0	0	2	0	9	0
平成 26 年度	2	0	0	0	0	0	0	2	0
平成 27 年度	17	2 (0)	1 (1)	0	0	4	2	8	0
平成 28 年度	39	9 (7)	0	3 (3)	2 (2)	2	11	12	0
平成 29 年度	35	8 (4)	0	2 (2)	1 (0)	1	7	16	0
平成 30 年度	20	2 (1)	1 (1)	0	0	6	4	7	0
平成 31 年度	37	5 (4)	0	7 (2)	1 (1)	5	8	10	1
令和2年度	33	3 2 0 0		0	0	2	13	10	6
総計	232	30	5	12	5	25	54	94	7

2 利用促進のための広報活動

昨年度は、ADRセンターのリーフレットおよび事案別のチラシ(アパート・マンションのトラブル、相続・人間関係のトラブル)を消費生活センターや市役所などに運営委員および名簿登載者が足を運んで、実際の相談に応じている方にADRの説明をしたうえで配布を行った。どのような相談の際に当センターを紹介したらよいのか、具体的なイメージを持っていただくことで、相談機関からの紹介による問い合わせや申し込みが増えるように尽力した。

同様に、会員からも紹介が増えるように、対内用ホームページの掲示板や会報への 投稿を継続して行った。その結果として、この5年間で司法書士から紹介された事案は 164件中35件あり、会員のADRへの理解が広がったように感じている。今後も、 会員が紛争解決手段の一つとしてADRの利用を認識できるよう、理解を深める努力を 続けたい。

3 利用料規定の変更

平成27年6月から昨年度までを特例期間として、利用料を無料(申立事務手数料3千円のみ:郵送実費)として運営を行った。無料化したことで利用しやすさにつながり、この期間の利用件数は増加した。期日出席の費用も無料としたことで、相手方も調停に応じることへの抵抗が少なくなったと思われ、調停実施に至る割合も増加傾向にある。市区町村や消費生活センターからの紹介、会員からの紹介も増えており、紛争解決機関として当会ADRセンターを紹介してもらえるようになっている。ADRセンターの認知度をあげるという無料期間の趣旨は、一定程度果たせたと考える。

特例期間の終了に伴い、今後の利用料について検討を行った。今年度より申込手数料を9千円(うち3千円は郵送実費)、合意成立手数料は一律2万円として運用する。 期日手数料は、相手方が応諾しやすいよう無料とし、申し込まれた調停が実施される ことにつなげたい。いずれも従来の当センターの手数料よりも低額とし、なるべく利用 しやすい手数料設定とした。

4 ADR関連研修会の開催

事案数が増加したことから、手続実施者および調停管理者の能力担保を目的とした研修会の必要性が高まり、多くの研修会を予定していた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、ほとんどの研修開催を断念せざるを得なかった。そのような状況のなか、ウェブ方式による次の研修を開催した。

【令和2年度ADR関連研修会】

日時	研 修 会	講師	受講者数
令和2年10月30日 18:00~20:00	令和 2 年度 A D R 事例検討会	芳司 英樹 会員 髙倉三穂子 会員 椛島亜希子 会員	15名

【令和2年度 部会一覧表】

部会	部長	担当理事	担当理事	副会長	副会長サブ	専務理事		部員							
総務部	木津 圭太郎	髙木 浩	平島 健佑	浜田 啓史	猪之鼻 久美子	吉田 善礼	土井 経世	小牟田 毅							
経理部	小山 貴美代			猪之鼻 久美子	五反田 猛		平島 健佑	西村 直樹							
企画部	安河内 肇	真鍋 勝仁	坂田 亮平	五反田 猛	奈良田 真作		小原 俊治	宗 守浩	池田 龍太	澤和宏					
広報部	柿木 高紀	髙瀬 忠通		猪之鼻 久美子	五反田 猛		丸山 信治	櫻井 菜穂子	神田 哲郎	山下 佑介	上野 幸司	鑓水 裕介	福田 哲也		
研修部	丸尾 公彦	内川 龍	西村 直樹	奈良田 真作	浜田 啓史		佐々木 英	堺 敦生	福田 哲也						
社会事業部	芳司 英樹	高木 誠	有吉 哲也	奈良田 真作	浜田 啓史		河賀 裕子	池端 修一郎	·	·					

【令和2年度 委員会一覧表】

所属部会	委員会	根拠	設置の目的	担当役員	委員長 主任研究員	副委員長			委員•	研究員	
	注意勧告小理事会A	○ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □			浜田 啓史	柿木 高紀	真鍋 勝仁	内川 龍	坂田 亮平		
	注意勧告小理事会B	———会則第103条/注意勧告運用規則第3条			猪之鼻 久美子		吉田 善礼	丸尾 公彦	高木 誠	有吉 哲也	
	懲戒意見検討小理事会A				松本 篤	浜田 啓史	柿木 高紀	真鍋 勝仁	内川 龍	坂田 亮平	
	懲戒意見検討小理事会B	会則第106条の2第5項/懲戒に関する意見検討規則第2条			松本 篤	猪之鼻 久美子	吉田 善礼	丸尾 公彦	高木 誠	有吉 哲也	
	選挙管理委員会	会則第28条/役員等選举規則第7条		木津 圭太郎	陣内 秀昭	小野 彩加山田 恭久	長谷 賢太郎	矢野 土喜夫	田中 志野	竹川 晋史	
	綱紀調査委員会	会則第48条		木津 圭太郎	山下 祐一	平石 健太郎	西 敬子	髙谷 亜希子	黒木 文康	小原 俊治 島津 節島 宮地 哲也 中村 優子	子 宮脇 秀代
総務部	+ 1 ha m T B A	A Bulkhara da a a				上西 哲博	本多 寿之	吉本 和子	國永修一	永富 保好 和田 雅志	<u> </u>
	事故処理委員会	会則第78条の4		木津 圭太郎							
	紛議調停委員会	会則第108条		木津 圭太郎	鍛冶 誠一郎	武津新悟	大越 將正				
	登録調査委員会	会則第112条									
	会館維持管理委員会	会則第53条第1項	会館の維持管理を目的とする。	吉田 善礼	平野 幸久	小嶋 美夏	山田 恭久				
	非司法書士問題対策委員会	会則第53条第1項	司法書士でない者の司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。				矢野 亨		栗田 真志		
	苦情処理委員会	会則第53条第1項	会員の業務に関する苦情の申立に対し、その円満な解決のために、会員に適切な 指導および指示を与えてこれを処理することを目的とする。	木津 圭太郎	矢野 聖悟	山田 剛	原田 美穗	内野 茜	丸田 幸一	金丸 武士	
経理部	会費減免等審査委員会	会則第53条第1項/会費の減免等に関する規程第2条		猪之鼻 久美子	小山 貴美代	,	木津 圭太郎				
	法教育·市民法律講座推進委員会	会則第53条第1項	法教育・市民法律講座事業を推進することで、市民の法的教養を高め、予防司法を 含め市民が自ら権利擁護を図っていける社会実現に寄与することを目的とする。	真鍋 勝仁	椛島 浩二	権藤 優里子	中山 浩一	末森 正浩	山下 由貴	寺田 知未	
	裁判業務推進委員会	会則第53条第1項	会員の裁判業務推進を目的とした事業を企画し、必要に応じて、法改正、法制度等に関する研究、提言を行うことを目的とする。	坂田 亮平	工藤陽二	小野 彩加	柿木 高紀	前田 美穂	手嶋 竜一	小材 敬太	
	空家等対策委員会	会則第53条第1項	市民、行政が抱える空き家空き地問題の解決に向けた助言・支援を行うとともに、行政と連携・協力し、市民の生活の安全・安心を確保するため、空家等の発生の未然 坂田 亮防止、流通・活用等の総合的な対策の推進を目的とする。		森部 修道	梅原 健				柳橋 儀博 福丸 奈々	美 早木 信行
企画部							梶原 司	森 亜由美	小坂 健太郎	明石 智典	
	総合研究所	会則第53条第1項	司法書士の職能に関する諸制度並びに法令について、その調査研究を行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図ることを目的とする。	五反田 猛							
	不動産登記研究会				江上 隆		宗 守浩	小嶋 美夏	井手 誠	猿渡 健太郎 新井 慶瀬	4
	司法書士法研究会				山下 祐一		原口 智吉	安河内 肇	土井 経世		
	憲法研究会				中嶋 安雄		荻林 和則	武田 哲幸	丸尾 公彦	増田 憲之	
研修部	新人研修委員会	会則第53条第1項	日司連の新人研修規則で定義されている登録前の新人及び登録して間もない新人 会員を対象とし、今後の司法書士制度を担う司法書士を育成すべく効果的な研修制 度を確立することを目的とする。	丸尾 公彦	奈良田 紀幸	萩 久範	木戸 孝充	井上 隆祐	櫻井 菜穂子	眞鍋 ゆかり 柳 宏幸	
社会事業部	高齢者・障がい者権利擁護委員会	会則第53条第1項	高齢者・障がい者の権利擁護のために、行政等関係諸機関と連携協働し、法律専門職として権利擁護のネットワーク構築とマネジメントの役割を担うことを目的とする。		河賀 裕子		江島 一栄	山﨑 貴子	小副川 哲二	井手 一人 吉田 昭岩	ト 下川 慎一郎
		会則第53条第1項	司法書士の司法福祉分野での取り組みを推進することを目的とする。	奈良田 真作	増田 憲之		濱田 なぎさ	森部 光一	稲毛 翔平	加來 英宜 小野 洋雪	F
	ADRセンター運営委員会	会則第3条/ADRセンター設置規則			1	1	<u> </u>			椛島 亜希子	

業務日誌

令和2年

	7442年				
[4月]	2	理事会	〔7月〕	7	県・支部連絡協議会
		正副会長会		8	登録申請(1名)
	6	登録申請(1名)			変更の登録申請(1名)
	9	綱紀調査小委員会		16	福岡法務局との協議
	14	監査会			登録申請(1名)
	15	登録申請(1名)		20	綱紀調査小委員会
	16	臨時正副会長会			成年後見利用促進推進室·LS企画部合同会議
		臨時理事会		22	総合研究所会議
		登録申請(1名)		28	苦情処理委員会
	17	登録申請(2名)		30	災害対策本部会
[5月]	1	法テラス福岡所長ご挨拶	[8月]	5	懲戒意見検討小理事会Bチーム
	12	登録申請(1名)		6	正副会長会
	13	綱紀調査小委員会			理事会
	15	粉議調停委員会			登録申請(1名)
	18	登録申請(1名)		7	綱紀調査小委員会
	21	正副会長会		12	綱紀調査小委員会
		理事会		17	福岡県空き家活用サポートセンターの運営に
	25	登録申請(1名)			関する協定調印式
	26	苦情処理委員会		20	綱紀調査小委員会
				25	綱紀調査小委員会
[6月]	2	福岡県との協議		28	変更の登録申請 (1名)
(- / • /	3	変更の登録申請 (1名)			
	5	福岡市との協議	[9月]	3	正副会長会
	6	粉議調停委員会			理事会
	10	正副会長会		14	組織体制改善対策室
		理事会		15	変更の登録申請(1名)
	11	代議員会		16	福岡県との協議
	13	第71回定時総会			綱紀調査小委員会
	17	登録申請(1名)		25	綱紀調査小委員会
	22	登録申請(1名)		29	苦情処理委員会
		組織体制改善対策室		30	福岡大学会社設立ゼミナール
	23	登録申請 (2名)			部長会
		変更の登録申請 (1名)			桐明会
		苦情処理委員会			
		綱紀調査小委員会	[10月]	1	正副会長会
	24	登録申請(1名)			理事会
	26	登録申請(1名)		6	変更の登録申請(1名)
				13	組織体制改善対策室
[7月]	1	綱紀調査小委員会			綱紀調査小委員会
	2	福岡県との協議		15	綱紀調査小委員会
		福岡法務局ご挨拶		20	中間監査会
		正副会長会			会員面談
		理事会		21	桐明会
	6	登録申請(1名)		23	変更の登録申請(1名)

- [10月] 26 県·支部連絡協議会
 - 27 綱紀調査小委員会
 - 28 登録申請(1名)
- 〔11月〕 4 登録申請(1名)
 - 5 正副会長会理事会
 - 10 組織体制改善対策室
 - 16 登録申請(1名)
 - 19 桐明会
 - 24 苦情処理委員会
 - 25 福岡県建築住宅センターとの協議 変更の登録申請(1名)
- [12月] 2 登録申請(2名)
 - 3 正副会長会理事会
 - 5 年末相談会
 - 7 第1回九州大学司法研修講座
 - 8 組織体制改善対策室
 - 14 県・支部連絡協議会
 - 15 桐明会
 - 18 相続登記促進事業及び司法書士制度 1 5 0 周年 記念事業に関する説明会
 - 21 法テラス執行部との協議会
 - 22 苦情処理委員会
 - 23 第2回九州大学司法研修講座

令和3年

[1月] 7 正副会長会

理事会

- 8 綱紀調査小委員会
- 14 桐明会
- 16 部長会

臨時理事会

- 18 登録申請(1名) 綱紀調査小委員会
- 29 第3回九州大学司法研修講座
- [2月] 1 綱紀調査小委員会
 - 2 合同交付金会議
 - 4 正副会長会
 - 理事会
 - 8 綱紀調査小委員会
 - 9 組織体制改善対策室登録申請(1名)
 - 10 登録申請(1名) 綱紀調査小委員会

- [2月] 12 登録申請(1名) 総合研究所会議
 - 15 登録申請(1名)
 - 17 部長会 桐明会
 - 18 変更の登録申請(1名) 福岡公証役場との協議
 - 22 苦情処理委員会
 - 25 第4回九州大学司法研修講座
- [3月] 4 正副会長会 理事会

登録申請(1名)

- 8 第5回九州大学司法研修講座
- 9 組織体制改善対策室
- 15 豪雨災害対策本部会議
- 17 第6回九州大学司法研修講座 全選挙区選考委員会
- 18 臨時理事会
- 23 苦情処理委員会 県·支部連絡協議会
- 24 注意勧告小理事会・懲戒意見検討小理事会準備会 Bチーム 登録申請(1名) 法務局長ご挨拶
- 25 次期理事会
- 30 福岡地裁との協議